

第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託仕様書（案）

1 委託件名

第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託

2 履行予定期間

契約確定日の翌日から平成33年3月31日まで

3 委託の目的

平成33年度から平成42年度までを構想期間とする第5次基本構想及び平成33年度から平成37年度までを計画期間とする前期基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定支援を目的とする。

4 基本構想等の策定の方針

別紙「長期総合計画策定方針」のとおり

5 基本構想等の基本条件

(1) 基本構想等の構成

「第5次基本構想」及び「前期基本計画」

（※本委託業務とは直接関わりがないが、「前期基本計画」の下に「実施計画」を作成する予定であるため、3層構造となる。）

(2) 基本構想等の計画期間

ア 第5次基本構想（平成33年度～平成42年度）

イ 前期基本計画（平成33年度～平成37年度）

(3) 前期基本計画の進行管理

前期基本計画について、PDCAサイクルにより毎年度評価・改善を実施する。

6 委託業務の内容

受託者は、基本構想等の策定に係る必要な支援をする。必須業務は以下のとおりとする。

(1) コンセプト等の検討

ア まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合に向けた支援

基本構想等とまち・ひと・しごと創生総合戦略の統合に向けた方策について検討及び提案を行い、必要な指標（委託者の指定する人口

推計を含む。)の作成及び統合までの作業を支援する。

イ バックキャストによる策定支援

次世代が中心となる未来を見据えつつ、直近10年の計画策定を支援する。

ウ 分かりやすい基本構想等の検討支援

市民、職員その他の小金井市に関わるあらゆる人にとって、見やすく分かりやすい基本構想等となるような検討及び提案を行い、策定までの支援を行う。

(2) 討議要綱策定の支援（平成31年1月～平成31年3月）

基本構想等を策定するに当たって、その指針となる討議要綱（考え方、主要課題、主な論点などを記載）の策定を支援する。主な業務としては、社会経済動向や小金井市の課題等について把握及び分析を行い、これを踏まえた上で研究会（6(4)③参照）が検討した内容などを基に討議要綱案を作成し、策定本部（6(4)①参照）が策定する支援を行う。

(3) 総合計画等の諮問案作成支援（平成31年1月～平成31年6月（第5次基本構想）、～平成31年11月（前期基本計画））

施策体系の整理、PDCAサイクルの提案を含めた成果・活動指標の見直し等を行い、市例規や計画等との関連性を踏まえた基本構想等の諮問案作成を支援する。

(4) 会議等運営支援

主に資料作成及び全体の管理について支援し、委託者の求めに応じて会議への出席、会議の進行その他運営のための支援を行う。ただし、会議録の作成は、原則委託者が行うものとする。

なお、以下に掲げる会議以外においても、基本構想等の検討を行う会議が開催された場合は、委託者の求めに応じて必要な支援を行うものとする。

① 策定本部（理事者及び部長職組織：開催予定25回程度、出席依頼予定5回程度）

討議要綱の作成、各行政分野における計画の総合調整及び長期総合計画の策定を行う。

② 専門部会（課長職組織：開催予定7回程度、出席依頼予定3回程度）

研究会の骨子意見を受け、これまでの経過や実施上の課題等に従って基本構想等の諮問案をまとめる。

- ③ 研究会（係長職以下組織：開催予定5回程度、出席依頼予定1回程度）

基本構想等の案の基となる考え方を複数出し、討議要綱の具体化や関連する施策・事業の整理を行う。

- ④ 長期計画審議会（学識経験者・団体代表・公募市民：開催予定15回程度、出席依頼予定15回程度）

市長の諮問に基づき、基本構想等の素案を作成する。

- ⑤ 長期計画審議会起草委員会（長期計画審議会のうち6人程度の委員：開催予定16回程度、出席依頼予定16回程度）

基本構想等の素案の骨子を作成する。

(5) 基本構想等の策定に伴う市民参加

受託者は、以下の市民参加事業の開催時に、説明員補助として出席するとともに、その運営について助言し、資料作成等の必要なサポートを行う。なお、委託者の求めに応じて、報告書の作成も行う。

- ① 子ども懇談会（平成31年5月実施予定）

将来像の検討のため、主に中学生を対象とした子ども懇談会を委託者が開催する。なお、参加者の募集は委託者が行う。

- ② パブリックコメント（平成32年5月実施予定）

基本構想等の素案について、広く市民の意見を聴くため、委託者又は長期計画審議会が1か月程度パブリックコメントを実施する。

- ③ その他市民参加（平成31年6月～平成32年8月：4種類以上）

懇談会、ワークショップ等の開催を含め、市民の意向を広く踏まえるために、委託者又は長期計画審議会が実施するものとする。特に、18歳未満の子どもを対象としたものを1回以上開催する。なお、委託者の求めに応じ、同一内容を複数回開催する場合もある。

(※ 本委託業務における市民参加とは別に、基本構想等策定のための市民参加として、「市民2千人を対象とした市民意向調査」「市民50人程度が参加して、まちの未来を考えるワールドカフェ」「小学生による芸術作品創作事業」を平成30年度中に実施するため、類似事業は行わない。)

7 委託業務のスケジュール

次に示すスケジュールを基とし、次の(1)(2)の条件を満たせば、スケジュールの変更は可能とする。ただし、詳細については、委託者と協議の上決定するものとする。

- (1) 議決が必要となる第5次基本構想については、平成32年第3回小金井市議会定例会に上程することを前提とする。
- (2) 第5次基本構想を具現化するための前期基本計画については、第5次基本構想の市議会上程時に併せ、参考資料として送付することを前提とする。

| | H31年 | | | | | | | | | | | | H32年 | | | | | | | | | | | | H33年 | | |
|-------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|-------|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 策定本部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長期計画審議会 | | | | | | | | | | | | | 諮問 | | | | | | | | | | | | 中間報告 | | |
| 起草委員会 | | | | | | | | | | | | | 答申 | | | | | | | | | | | | | | |
| 子ども懇談会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| パブリックコメント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の市民参加 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 討議要綱の策定支援 | 確定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本構想諮問案策定支援 | 確定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本計画諮問案策定支援 | | | | | | | | | | | | | 確定 | | | | | | | | | | | | | | |
| 市議会スケジュール | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 上程 議決 | | |
| 成果物の印刷・製本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

8 業務上の注意事項

(1) 事務打合せ

受託者は、業務の範囲について委託者との連絡を密にし、かつ、十分な協議を行う等の方法により、業務の目的を達成しなければならない。

(2) 業務報告

受託者は、業務の進捗状況等を必要に応じて、委託者の求めにより提出しなければならない。

(3) 資料の貸与及び返却

委託者は、業務に必要な資料、データ（個人情報に属するものを除く。）を受託者に提供するものとする。ただし、受託者は、これらの資料について業務終了後速やかに返却しなければならない。

(4) 守秘義務

ア 受託者は、本契約の履行により知り得た業務の内容を一切他に漏らしてはならない。また、本契約の履行後又は解除後も存続するものとする。

イ 受託者は、本契約の履行について、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

ウ 受託者は、データの取扱いに当たっては、データの保護管理体制について必要な規定を設け、適正な管理を行い、データの滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(5) 成果物の帰属

本業務により作成された成果物は、全て委託者に帰属し、無断で使用できないものとする。

(6) 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上、その指示に従わなければならない。

9 成果品

以下の(1)～(3)を作成し、期限までに納品する。加えて、成果品のほかに電子データ（データ加工が可能な形式及び PDF 形式のもの）を併せて作成し、納品すること。

なお、作成においては、市民が見やすいようにデザインに工夫を凝らすものとし、委託者との協議の上で、ページ数を減らす等の変更も可能とする。

(1) 第5次基本構想・前期基本計画書（平成33年3月納品）

A4版250頁以下 400部作成 オール4色刷り

(2) 概要版（平成33年3月納品）

A4版約8頁 1,000部作成 オール4色刷り

(3) 概要版（小学生・中学生用）（平成33年3月納品）

A4版約4頁 9,000部作成 オール4色刷り

10 支払方法

部分払い3回

第1回 平成31年4月

第2回 平成32年4月

第3回 平成33年4月

※ 第3回の支払いについては、成果物の納品を確認の上、支払うものとする。

11 担当課

小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

〒184-8504（住所不要） 小金井市役所企画政策課

電話 042-387-9800（ダイヤルイン） FAX 042-387-1224

E-mail s010199@koganei-shi.jp